

## 群馬県民間社会福祉施設整備資金貸付制度要綱

### 第1 目的

この要綱は、民間社会福祉施設における施設整備事業に対し、必要な資金を融資することにより、施設的环境及び運営の充実向上を図り、もって入所（利用）者の福祉を増進することを目的とする。

### 第2 貸付事業の実施主体及び資金

民間社会福祉施設整備資金（以下「資金」という。）の貸付は、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

### 第3 貸付対象

1 資金の貸付対象は、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特例民法法人（旧第34条の規定により設立された法人）及び児童福祉法による児童福祉施設を設置する宗教法人であって、次に掲げる社会福祉施設を設置するものとする。

（1）生活保護法による保護施設

（2）児童福祉法による児童福祉施設

（3）老人福祉法による老人福祉施設及び小規模多機能型居宅介護事業に係る施設

（4）身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設

（5）母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設

（6）知的障害者地域ホーム設置運営要綱（平成6年4月1日群馬県県民生活部長通知）による知的障害者地域ホーム

（7）在宅障害者デイサービス事業運営要綱（昭和55年9月26日厚生省社会局長通知）による在宅障害者デイサービス事業運営を行う施設

（8）障害者自立支援法による障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援を除く）、障害者支援施設、福祉ホーム及び指定旧法施設支援を行う施設

2 前号（1）から（8）に掲げる施設を設置することを目的として法人許（認）可申請中の者については、貸付対象となる資金の種類は、第4の2に掲げる者のみとする。

### 第4 貸付金の種類

#### 1 長期資金

社会福祉施設の新設、修理（建築物内に使用されているアスベスト（石綿）の処理工事（以下「アスベスト処理工事」という。）を含む）、改造、拡張、整備、災害復旧及び社会福祉施設の整備に必要な土地の取得に要する資金。ただし、土地の取得に要する資金については、次の各号のいずれかに該当するものであること。

（1）施設の新設（創設法人を除く。）、増改築（移転改築を含む。）を緊急に行う必要があるため、取得する土地であって、かつ、具体的な利用計画があるもの。

（2）県から勧告又は改善命令を受け、これに基づき施設の整備をするため必要な土地を取得するもの。

（3）施設の敷地が借地の場合であって、施設の改造、拡張等にあたって取得しなければ借地権の存続が困難となる等、真にやむを得ない理由により取得するもの。

#### 2 短期資金

社会福祉施設の新設、修理、改造、拡張、整備等に係る独立行政法人福祉医療機構貸付金が交付されるまでの間必要とするつなぎ資金。

## 第5 貸付金額の限度

### 1 長期資金

長期資金として貸し付ける資金（以下「長期資金貸付金」という。）の額は、次の額とする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構からの借入れをする場合にあっては、貸付対象事業の資金計画中必要額から独立行政法人福祉医療機構等の貸付額を控除した額で、1施設あたり2,000万円以内とする。
- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの借入れをしない場合にあっては、1施設あたり1,000万円以内とする。ただし、第7に規定する貸付審査会が特別な事由があると認めたものは、2,000万円以内とする。

### 2 短期資金

短期資金として貸し付ける資金（以下「短期資金貸付金」という。）の額は、独立行政法人福祉医療機構貸付金内定額以内とする。

## 第6 貸付利子の額及び貸付期間

- 1 貸付利子の額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

### (1) 長期資金

独立行政法人福祉医療機構業務方法書第7条第1項に基づき、独立行政法人福祉医療機構が定めた利率に当該年度の元金未償還額を乗じて得た額（基準額）とする。ただし、平成20年度までに実施する施設整備事業（平成20年度までに開始し、平成21年度まで継続して行う事業を含む）については、上記利率に当該年度の元金未償還額を乗じて得た額（基準額）に、次の割合を乗じて得た額とする。

ア 第3の1に掲げる社会福祉施設のうち、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（指定特定施設入所者生活介護の指定を受けるものに限る）、老人介護支援センター（指定居宅介護支援事業者の指定を受けた法人が経営するものに限る）及び小規模多機能型居宅介護事業に係る施設の整備に係る貸付の場合2分の1とする。ただし、平成14年度以前の整備事業（平成14年度から平成15年度に継続して行う整備事業を含む）に係る貸付については3分の1とする。

イ 第3の1に掲げる社会福祉施設のうち、指定療護介護事業所、指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定障害者支援施設、指定短期入所事業所、指定児童デイサービス事業所、指定自立訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援事業所、指定共同生活援助事業所及び特定旧法指定施設の整備に係る貸付の場合2分の1とする。ただし、平成15年度以前の整備事業（平成15年度から平成16年度に継続して行う整備事業を含む）に係る貸付については3分の1とする。

ウ ア及びイを除く社会福祉施設の整備に係る貸付の場合3分の1

### (2) 短期資金

貸付利子の額は、(1)と同様の方法により算出された基準額とする。ただし、平成20年度までに実施する施設整備事業（平成20年度までに開始し、平成21年度まで継続して行う事業を含む）については、(1)と同様の方法により算出された基準額に、2分の1を乗じて得た額とする。

2 貸付期間及び無利子期間を次のとおりとする。

(1) 長期資金

貸付金	貸付期間	無利子期間
200万円未満	3年以内	なし
400万円未満	4年以内	6か月
600万円未満	5年以内	9か月
800万円未満	6年以内	12か月
1,000万円未満	7年以内	15か月
1,200万円未満	8年以内	18か月
1,400万円未満	9年以内	21か月
1,400万円以上	10年以内	24か月

(2) 短期資金

貸付期間は、独立行政法人福祉医療機構貸付内定の日から同資金交付後1週間以内とし、同資金の交付が遅延した場合であっても、内定の日から6か月を限度とする。

3 長期資金については、独立行政法人福祉医療機構業務方法書に定められた利子を徴しない貸付金と同一の条件による貸付の場合は、原則として無利子とする。

第7 貸付審査会

- 1 県社協に貸付審査会を設置するものとする。
- 2 貸付審査会は、学識経験者、県社協役員、関係県職員等により構成し、貸付に関する審査、調査及び貸付の決定を行う。
- 3 貸付審査会の招集、議事、運営等については別に会長の定めるところによる。

第8 貸付の方法

- 1 貸付審査会において貸付を決定したものについて、貸付決定通知書により通知するものとする。また、貸付をしないことを決定したものについても理由を付してその旨を通知するものとする。
- 2 貸付は証書貸付の方法によるものとし、当該貸付予定者について直接貸借契約を締結して行うものとする。
- 3 長期資金貸付金の交付は、貸借契約を締結した後借受者から提出された貸付金交付請求書に基づき、事業の進捗状況、当該資金を必要とする時期及び金額を勘案の上、貸付金の全部または一部を交付するものとする。
- 4 短期資金貸付金の交付は、貸借契約を締結した後、資金需要を考慮しながら貸付金の全部又は一部を交付するものとする。

第9 貸付金の交付条件

この貸付金により取得し、又は効用の増加した財産は、県社協会長の承認を受けず、この貸付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しては

ならない。

#### 第10 担保及び保証人

- 1 この貸付は、物上担保及び人的担保によって行うものとする。ただし、貸付金額が100万円以下の場合、若しくは償還期限が1年以内の場合、又は短期資金の場合はこの限りではない。
- 2 担保に供する物件に設定する抵当権は、第1順位、又は第2順位であることを原則とする。ただし、担保余力があり、貸付審査会が適当と認めたものはこの限りではない。
- 3 人的担保は、借入予定法人の代表者及び貸付金の償還に応じ得る資力があると認められる者1名以上を連帯保証人とすることを原則とする。

#### 第11 償還方法

##### 1 長期資金

- (1) 貸付金の償還方法は、原則として年賦均等償還とし、償還金を支払う期日は貸付契約締結日から起算して1年目ごととする。
- (2) 貸付金の利息の支払いは、年1回後払いとし、貸付金の償還の都度支払うものとする。
- (3) 県社協は、借受者に対し支払期日の10日前までに償還金振込案内書を送付するものとする。

##### 2 短期資金

- (1) 貸付金の償還方法は、独立行政法人福祉医療機構貸付金の交付時から1週間以内に一括償還とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構貸付金の交付が分割してなされた場合は、その都度交付額に相当する分を分割償還するものとする。
- (2) 貸付金の利息の支払は、貸付金の償還時に行うものとし、利息は資金を貸し付けた日から起算して元金償還期日までの期間について計算する。ただし、分割して償還がなされた場合の第2回目以降の利息は、元金未償還額について、前回償還日の翌日から起算して、元金償還期日までの期間について計算する。
- 3 県社協は、償還元利金の全部又は一部について償還期日を経過しても払込みをしない借受者に対し、随時督促を行うものとする。

#### 第12 遅延損害金

借受者が、貸付金について所定の償還日までに償還金の支払をしなかったときには、その償還期日の翌日から償還の当日までの日数について、年14.6パーセントの割合で遅延損害金を徴収するものとする。ただし、長期資金については、貸付金の償還を遅延した理由が、災害その他やむを得ない事情と認められる場合に限り、貸付審査会の承認を得て遅延損害金の全部又は一部を免除することができる。

#### 第13 変更事項の承認、届出等

借受予定者又は借受者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、別に定める様式により県社協に届出し、又は承認を得なければならない。

- 1 貸付決定額の全部又は一部について借入の必要がなくなったとき。
- 2 事業計画の内容を変更しようとするとき。
- 3 保証人を変更しようとするとき。

- 4 債務者を変更しようとするとき。
- 5 償還方法を変更しようとするとき。
- 6 担保物件を変更しようとするとき。
- 7 その他契約事項を変更しようとするとき。

#### 第14 事業完了報告書

##### 1 長期資金

借受者は、当該貸付対象事業完了後3か月以内に、事業完了報告書に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 工事完成写真
- (2) 建物に関する場合（修理の場合を除く。）は所有権保存登記後の登記簿謄本
- (3) 土地の取得の場合は所有権移転登記後の登記簿謄本
- (4) アスベスト処理工事の場合は施工業者の領収書
- (5) その他、会長が別に定める書類

##### 2 短期資金

借受者は、当該貸付金最終償還時に事業完了報告書に次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構貸付金振込通知

#### 第15 貸付金の返還

1 借受者が、災害その他特別な理由を除くほか、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付審査会の議を経て、当該契約に基づき交付した貸付金の一部または全部につき金額及び期日を指定して返還させることができる。

- (1) 貸付対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき。
- (2) 貸付対象事業を中止し、完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 貸付を受けた法人が解散したとき。
- (4) 貸付を受けた設立許（認）可申請中の法人の、許（認）可の見込みがなくなったとき。

2 短期資金の貸付額が、独立行政法人福祉医療機構貸付契約額よりも高い場合には、当該契約時にその差額について返還させるものとする。

#### 第16 完済処理

県社協は、借受者が債務の全部を弁済したときは、当該金銭消費貸借契約証書及び抵当権設定契約証書を借受者に返戻するものとする。

#### 第17 会計

- 1 資金については特別会計を設け、明確に経理するものとする。
- 2 資金の貸付から生ずる果実等については、群馬県知事からの指示により、その一部を欠損補填積立金として積み立て、一部を事務費に充てるものとする。

#### 第18 運営要領

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は運営要領において定めるものとする。

#### 第19 適用期日

- 1 この要綱は、平成18年1月1日から適用する。
- 2 この要綱の適用前に群馬県が制定した群馬県民間社会福祉施設整備資金貸付制度要

綱に基づき貸付契約を行ったものについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成20年10月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成20年12月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成21年4月1日から適用する。